

6 高都計第 263 号  
令和 6 年 8 月 23 日

一般社団法人高知県産業廃棄物協会  
代表者 様

高知県土木部 都市計画課長  
(公印省略)

盛土規制法に基づく規制区域（案）の公表について（通知）

日頃から本県の都市計画行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
本県では、盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）に基づく規制を令和 7 年 4 月 1 日より開始する予定としております。

このたび規制区域（案）を作成し、県都市計画課のホームページに掲載しましたのでお知らせします。

また、関係する会員や出先機関等がある場合は周知していただきますようお願いいたします。

規制開始後（令和 7 年 4 月 1 日以降）につきましては、規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。  
※例えば建設事業者の所有する残土場等も対象となる場合がありますのでご注意ください。

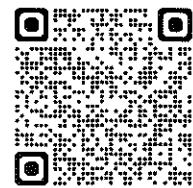
また、工事中の盛土などは規制の開始から 21 日以内に届出が必要です。

詳細は県都市計画課のホームページをご確認ください。

なお、高知市内は高知市長が規制区域を指定し、許可等を行いますので、高知市内に関する問い合わせは高知市都市計画課までお願いいたします。

○高知県土木部都市計画課ホームページ URL

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>



【連絡先】

高知県土木部都市計画課 盛土対策室

TEL : 088-823-9776 FAX : 088-823-9036

E-mail : 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

